

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	児童扶養手当法
根拠条項	第14条
処分の概要	手当の不支給
法令の定め	第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 四 受給資格者（養育者を除く）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかったとき。 五 受給資格者が、第6条第1項の規定による認定の請求又は第28条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
処分基準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号：011-204-6328)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)